

川口市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 川口市バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）は、川口市バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー事業等に関し、学識者や関係市民等への事業報告や意見交換により、本基本構想等に基づく事業等の円滑な推進を図るため設置するものである。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 重点整備地区における特定事業計画に関すること
- (2) 重点整備地区内外におけるバリアフリー化に関すること
- (3) その他バリアフリーの推進に必要な事項に関すること

(構成)

第3条 協議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者から、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者、障害者等団体を代表する者
- (3) 商工関係団体を代表する者
- (4) その他関係団体を代表する者
- (5) 公募により選出された者
- (6) 市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長は、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長が、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残存期間とする。ただし、委員の再任を妨げない。

(関係者の出席)

第7条 協議会はその目的を達成するために必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、これを公開とする。この場合において、委員長は、傍聴人の数を制限することができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が協議会に諮り、会議を公開しないことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成21年12月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成29年4月1日から施行する。